省　令

○法務省令第五十二号

会社法（平成十七年法律第八十六号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に基づき、会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

法務大臣　上川　陽子

会社法施行規則等の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則	第一編　総則
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　子会社等及び親会社等（第三条―第四条の二）	第二章　子会社等及び親会社等（第三条―第四条）
第二編　株式会社	第二編　株式会社
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　機関	第四章　機関
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　取締役（第九十八条―第九十八条の五）	第三節　取締役（第九十八条）
［第四節～第八節の二　略］	［第四節～第八節の二　同上］
第九節　指名委員会等及び執行役（第百十一条―第百十二条）	第九節　指名委員会等及び執行役（第百十一条・第百十二条）
第十節　役員等の損害賠償責任（第百十三条―第百十五条）	第十節　役員等の損害賠償責任（第百十三条―第百十五条）
第十一節　役員等のために締結される保険契約（第百十五条の二）	
［第五章～第八章　略］	［第五章～第八章　同上］
第三編　［略］	第三編　［同上］
第四編　社債	第四編　社債
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　社債管理者等（第百六十九条―第百七十一条の二）	第二章　社債管理者（第百六十九条―第百七十一条）
第三章　［略］	第三章　［同上］
第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付	第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転
第一章　［略］	第一章　［同上］
第一章の二　株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み（第百七十九条の二・第百七十九条の三）	
第二章　組織変更をする株式会社の手続（第百八十条・第百八十一条）	第二章　組織変更をする株式会社の手続（第百八十条・第百八十一条）
［第三章～第五章　略］	［第三章～第五章　同上］
第六章　新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社及び株式移転設立完全親会社の手続（第二百十一条―第二百十三条）	第六章　新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社及び株式移転設立完全親会社の手続（第二百十一条―第二百十三条）
第七章　株式交付親会社の手続（第二百十三条の二―第二百十三条の十）	
［第六編・第七編　略］	［第六編・第七編　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」、「株式交付」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設	**第二条**　この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設置会社、会